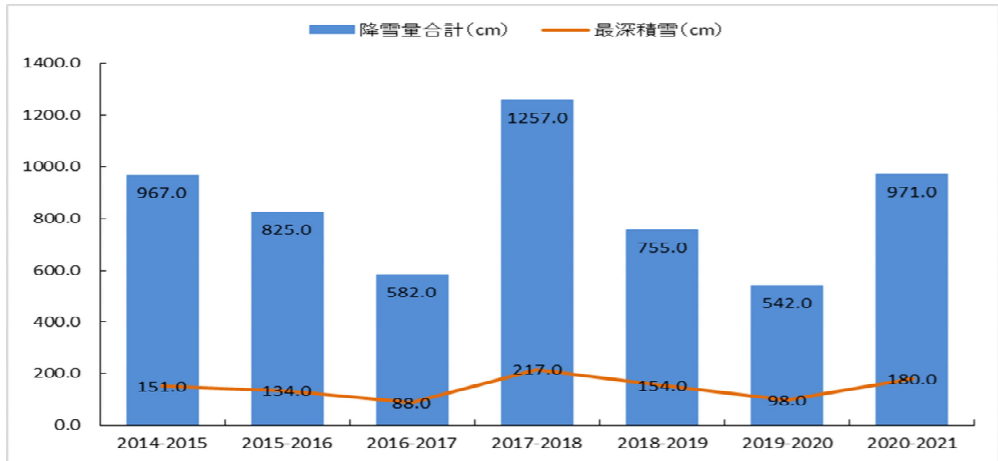
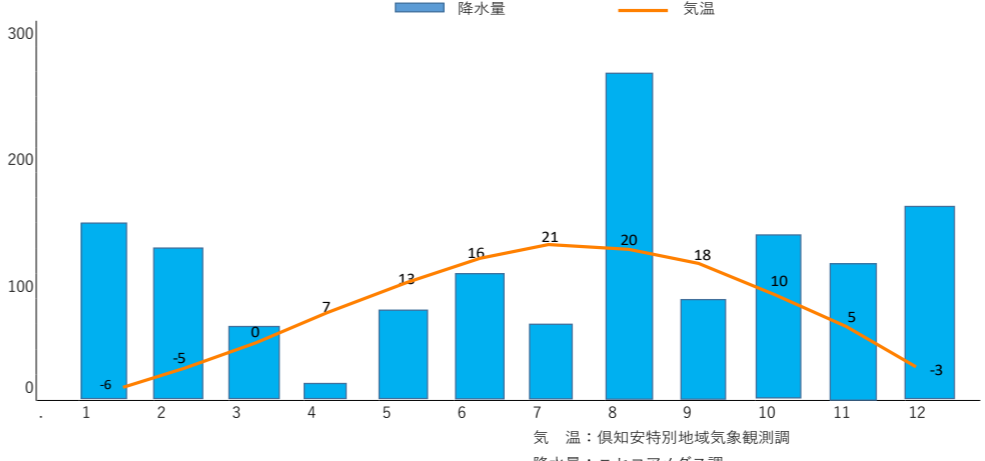


ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画（2023年4月27日修正）	修正案	修正事由等
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">ニセコ町地域防災計画</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">N I S E K O</p> <p>H O K K A I D O J A P A N</p> </div> <p style="color: red; margin-top: 20px;">令和2年（2020年）3月 6日修正 令和3年（2021年）4月 1日修正 令和4年（2022年）5月26日修正 令和5年（2023年）4月27日修正</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 20px;">ニセコ町防災会議</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">ニセコ町地域防災計画</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">N I S E K O</p> <p>H O K K A I D O J A P A N</p> </div> <p style="color: red; margin-top: 20px; text-align: center;"><u>令和6年（2024年） 月</u></p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 20px;">ニセコ町防災会議</p>	<p style="margin-top: 20px;">削除 （巻末の沿革に記載）</p> <p style="margin-top: 20px;">改定年月の修正</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等																																																															
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1 計画の目的と構成 略</p> <p>第2 計画の構成</p> <p>本計画は、以下の9章から構成する。</p> <table border="1" data-bbox="222 625 1285 968"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。</td> </tr> <tr> <td>第2章 防災組織</td> <td>防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備動員並びに災害時の住民組織の活用について示す。</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害予防計画</td> <td>災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の予防対策を示す。</td> </tr> </table>	第1章 総則	この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。	第2章 防災組織	防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備 動員 並びに災害時の住民組織の活用について示す。	第3章 災害予防計画	災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の予防対策を示す。	<p>本文P 1</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1 計画の目的と構成 略</p> <p>第2 計画の構成</p> <p>本計画は、以下の9章から構成する。</p> <table border="1" data-bbox="1409 625 2448 968"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。</td> </tr> <tr> <td>第2章 防災組織</td> <td>防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備参集並びに災害時の住民組織の活用について示す。</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害予防計画</td> <td>災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の予防対策を示す。</td> </tr> </table>	第1章 総則	この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。	第2章 防災組織	防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備 参集 並びに災害時の住民組織の活用について示す。	第3章 災害予防計画	災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の予防対策を示す。	<p>文言の変更</p>																																																			
第1章 総則	この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。																																																																
第2章 防災組織	防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備 動員 並びに災害時の住民組織の活用について示す。																																																																
第3章 災害予防計画	災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の予防対策を示す。																																																																
第1章 総則	この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。																																																																
第2章 防災組織	防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備 参集 並びに災害時の住民組織の活用について示す。																																																																
第3章 災害予防計画	災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の予防対策を示す。																																																																
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第4 気象</p> <p>月別平均気温と降水量（2021年）</p>  <table border="1" data-bbox="273 1325 1205 1755"> <caption>月別平均気温と降水量 (2021年)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>降雪量合計 (cm)</th> <th>最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2014-2015</td><td>967.0</td><td>151.0</td></tr> <tr><td>2015-2016</td><td>825.0</td><td>134.0</td></tr> <tr><td>2016-2017</td><td>582.0</td><td>88.0</td></tr> <tr><td>2017-2018</td><td>1257.0</td><td>217.0</td></tr> <tr><td>2018-2019</td><td>755.0</td><td>154.0</td></tr> <tr><td>2019-2020</td><td>542.0</td><td>98.0</td></tr> <tr><td>2020-2021</td><td>971.0</td><td>180.0</td></tr> </tbody> </table> <p>気 温：倶知安特別地域気象観測所調 降水量：ニセコアメダス調</p> <p>資料：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) を加工して作成</p>	年度	降雪量合計 (cm)	最深積雪 (cm)	2014-2015	967.0	151.0	2015-2016	825.0	134.0	2016-2017	582.0	88.0	2017-2018	1257.0	217.0	2018-2019	755.0	154.0	2019-2020	542.0	98.0	2020-2021	971.0	180.0	<p>本文P 15</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第4 気象</p> <p>月別平均気温と降水量（2022年）</p>  <table border="1" data-bbox="1439 1325 2359 1755"> <caption>月別平均気温と降水量 (2022年)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (cm)</th> <th>気温 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>150</td><td>-6</td></tr> <tr><td>2</td><td>130</td><td>-5</td></tr> <tr><td>3</td><td>60</td><td>0</td></tr> <tr><td>4</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>5</td><td>80</td><td>12</td></tr> <tr><td>6</td><td>110</td><td>16</td></tr> <tr><td>7</td><td>60</td><td>21</td></tr> <tr><td>8</td><td>270</td><td>20</td></tr> <tr><td>9</td><td>90</td><td>18</td></tr> <tr><td>10</td><td>140</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>120</td><td>5</td></tr> <tr><td>12</td><td>170</td><td>-3</td></tr> </tbody> </table> <p>気 温：倶知安特別地域気象観測所調 降水量：ニセコアメダス調</p> <p>資料：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) を加工して作成</p>	月	降水量 (cm)	気温 (℃)	1	150	-6	2	130	-5	3	60	0	4	10	7	5	80	12	6	110	16	7	60	21	8	270	20	9	90	18	10	140	10	11	120	5	12	170	-3	<p>観測年及び記録の修正 誤植の修正</p>
年度	降雪量合計 (cm)	最深積雪 (cm)																																																															
2014-2015	967.0	151.0																																																															
2015-2016	825.0	134.0																																																															
2016-2017	582.0	88.0																																																															
2017-2018	1257.0	217.0																																																															
2018-2019	755.0	154.0																																																															
2019-2020	542.0	98.0																																																															
2020-2021	971.0	180.0																																																															
月	降水量 (cm)	気温 (℃)																																																															
1	150	-6																																																															
2	130	-5																																																															
3	60	0																																																															
4	10	7																																																															
5	80	12																																																															
6	110	16																																																															
7	60	21																																																															
8	270	20																																																															
9	90	18																																																															
10	140	10																																																															
11	120	5																																																															
12	170	-3																																																															

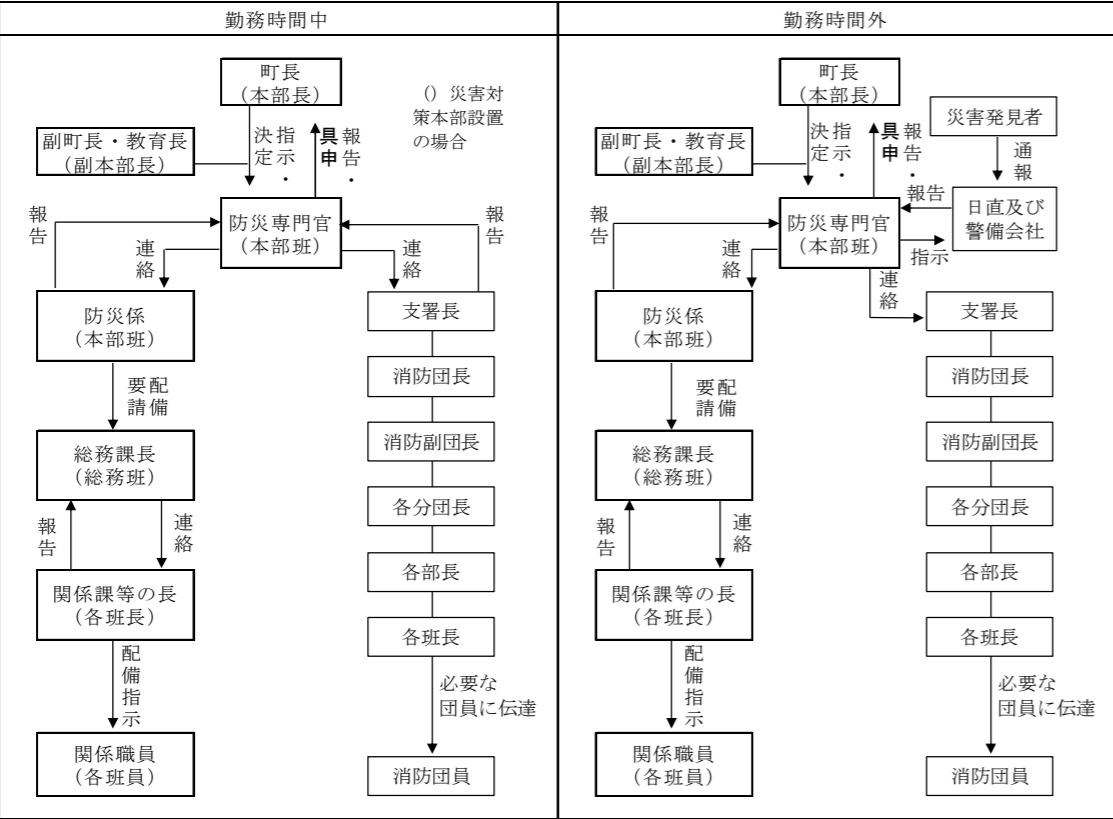
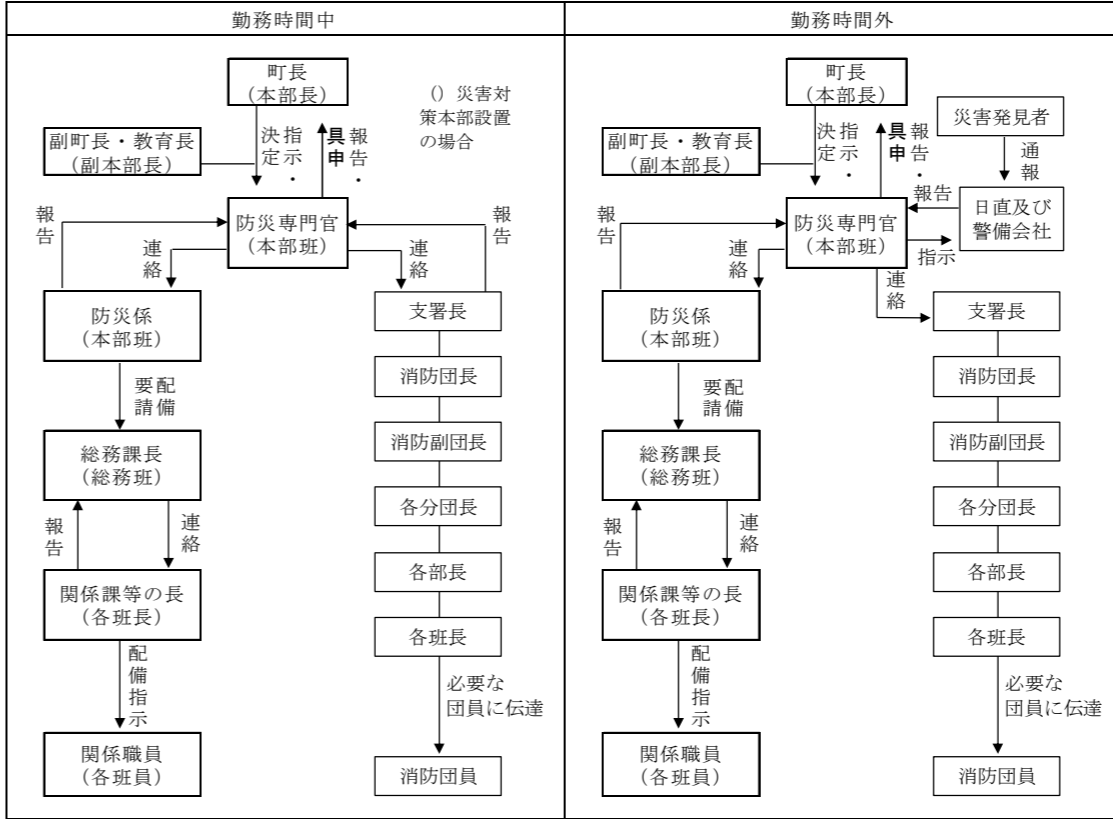
ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等																																										
<p style="text-align: center;">降雪量（2021年）</p> <table border="1"> <caption>降雪量（2021年）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>降雪量合計 (cm)</th> <th>最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2014-2015</td><td>967.0</td><td>151.0</td></tr> <tr><td>2015-2016</td><td>825.0</td><td>134.0</td></tr> <tr><td>2016-2017</td><td>582.0</td><td>88.0</td></tr> <tr><td>2017-2018</td><td>1257.0</td><td>217.0</td></tr> <tr><td>2018-2019</td><td>755.0</td><td>154.0</td></tr> <tr><td>2019-2020</td><td>542.0</td><td>98.0</td></tr> <tr><td>2020-2021</td><td>971.0</td><td>180.0</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署調</p> <p>第7節 防災ビジョン</p> <p>第2 災害対策本部の機能強化</p> <p>災害時における災害対策本部の果たす役割は大きく、特に大地震等の突発的な災害時の指揮命令系統、動員体制等について再点検し、職員の初動体制と災害対策本部の機能強化に努める。</p> <p>また、応急対策を実施する上で、気象警報や災害情報等の収集・伝達は非常に重要であり、住民への高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）とともに、これらの災害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、情報収集・伝達体制の確立を図る。</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、この章では防災に関する組織及びその運営に関する事項、職員の配備動員体制、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項等を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものである。</p>	年度	降雪量合計 (cm)	最深積雪 (cm)	2014-2015	967.0	151.0	2015-2016	825.0	134.0	2016-2017	582.0	88.0	2017-2018	1257.0	217.0	2018-2019	755.0	154.0	2019-2020	542.0	98.0	2020-2021	971.0	180.0	<p style="text-align: center;">降雪量（2022年）</p> <table border="1"> <caption>降雪量（2022年）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>降雪量 (cm)</th> <th>最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2016-2017</td><td>582</td><td>88</td></tr> <tr><td>2017-2018</td><td>1257</td><td>200</td></tr> <tr><td>2018-2019</td><td>772</td><td>102</td></tr> <tr><td>2020-2021</td><td>971</td><td>174</td></tr> <tr><td>2022-2023</td><td>953</td><td>155</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署調</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P 2 2</p> <p>第7節 防災ビジョン</p> <p>第2 災害対策本部の機能強化</p> <p>災害時における災害対策本部の果たす役割は大きく、特に大地震等の突発的な災害時の指揮命令系統、参集体制等について再点検し、職員の初動体制と災害対策本部の機能強化に努める。</p> <p>また、応急対策を実施する上で、気象警報や災害情報等の収集・伝達は非常に重要であり、住民への高齢者等避難、避難指示 及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）とともに、これらの災害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、情報収集・伝達体制の確立を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P 2 3</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、この章では防災に関する組織及びその運営に関する事項、職員の配備参集体制、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項等を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものである。</p>	年度	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)	2016-2017	582	88	2017-2018	1257	200	2018-2019	772	102	2020-2021	971	174	2022-2023	953	155	<p>観測年及び記録の修正</p> <p>文言の変更</p> <p>追記</p> <p>文言の変更</p>
年度	降雪量合計 (cm)	最深積雪 (cm)																																										
2014-2015	967.0	151.0																																										
2015-2016	825.0	134.0																																										
2016-2017	582.0	88.0																																										
2017-2018	1257.0	217.0																																										
2018-2019	755.0	154.0																																										
2019-2020	542.0	98.0																																										
2020-2021	971.0	180.0																																										
年度	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)																																										
2016-2017	582	88																																										
2017-2018	1257	200																																										
2018-2019	772	102																																										
2020-2021	971	174																																										
2022-2023	953	155																																										

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画			修正案			修正事由等														
<p>第2章 防災組織</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>第1 組織等</p> <p>1から3 略</p> <p>4 災害対策本部の業務</p> <p>町災害対策本部におく各部の所掌事務は、次のとおりである。</p>			<p>本文P27</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>第1 組織等</p> <p>1から3 略</p> <p>4 災害対策本部の業務</p> <p>町災害対策本部におく各部の所掌事務は、次のとおりである。</p>			<p>文言の変更</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名・班長</th> <th>担当課</th> <th>災害業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 (総務課長)</td> <td>総務課 出納室 議会事務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>調査・税務班 (税務課長)</td> <td>税務課</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名・班長	担当課	災害業務	総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局		<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。 	調査・税務班 (税務課長)	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名・班長</th> <th>担当課</th> <th>災害業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 (総務課長)</td> <td>総務課 出納室 議会事務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 参集職員の出勤状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>調査・税務班 (税務課長)</td> <td>税務課</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名・班長	担当課	災害業務	総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 参集職員の出勤状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。 	調査・税務班 (税務課長)	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。
班名・班長	担当課	災害業務																		
総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。 																		
調査・税務班 (税務課長)	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。 																		
班名・班長	担当課	災害業務																		
総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 参集職員の出勤状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。 																		
調査・税務班 (税務課長)	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。 																		

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>長等に電話等で連絡する。 なお、連絡の順位は次のとおりとし、応答しない場合は次順位の職へ連絡することとする。</p> <p style="text-align: center;">動員の伝達系統</p>  <p>3 参集時の職員の心得</p> <p>(1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配置体制と自己の任務を十分習熟しておく。</p> <p>(2) 職員は、ラジオ、テレビ、その他の手段により、自ら工夫して災害の状況、配置命令を知るようにする。</p> <p>(3) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、担当職員はあらゆる努力をして所属部署に参集するよう努める。</p> <p>(4) 職員は、災害時、動員命令が発令されていない場合でも、状況により所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努める。また、自らの判断で速やかに所属部署に参集し、防災活動に従事する。</p> <p>(5) ～(8) 略</p>	<p>防災係は、総務課長に電話等で連絡し、総務課長は関係課長等に電話等で連絡する。 なお、連絡の順位は次のとおりとし、応答しない場合は次順位の職へ連絡することとする。</p> <p style="text-align: center;">参集の伝達系統</p>  <p>3 参集時の職員の心得</p> <p>(1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における自己の任務を十分習熟しておく。</p> <p>(2) 職員は、ラジオ、テレビ、その他の手段により、自ら工夫して災害の状況を知るようにする。</p> <p>(3) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、担当職員はあらゆる努力をして所属部署に参集するよう努める。</p> <p>(4) 職員は、災害時、参集されていない場合でも、状況により所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努める。また、自らの判断で速やかに所属部署に参集し、防災活動に従事する。</p> <p>(5) ～(8) 略</p>	<p>文言の変更</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

本文P34

本文P35

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等																				
<p>4 職員の相互協力</p> <p>町災害対策本部を設置した場合、災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は災害時の状況及び応急措置の推移により、各部業務の状況に応じて、人的余裕のある部に所属する職員を応援を必要とする他の部に配置する。警戒体制、即応体制をとる場合も同様とする。</p> <p>(1) 各部で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して災害対策本部総務班に要請する。</p> <p>① 応援の場所</p> <p>② 応援に必要な人員</p> <p>③ 作業内容及び携帯品その他必要事項</p> <p>(2) 要請を受けた災害対策本部総務班は各班の協力を得て動員派遣する。</p> <p>第5節 気象等に関する情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 気象予警報等の発表</p> <p>1 予報区</p> <p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報等</p> <p>① 気象等に関する特別警報</p> <table border="1" data-bbox="189 1100 1291 1667"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しくときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しくときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	<p>本文P35</p> <p>4 職員の相互協力</p> <p>町災害対策本部を設置した場合、災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は災害時の状況及び応急措置の推移により、各班業務の状況に応じて、人的余裕のある班に所属する職員を応援を必要とする他の班に配置する。警戒配備体制をとる場合も同様とする。</p> <p>(1) 各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して災害対策本部総務班に要請する。</p> <p>① 応援の場所</p> <p>② 応援に必要な人員</p> <p>③ 作業内容及び携帯品その他必要事項</p> <p>(2) 要請を受けた災害対策本部総務班は各班の協力を得て職員を派遣する。</p> <p>本文P39</p> <p>第5節 気象等に関する情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 気象予警報等の発表</p> <p>1 予報区</p> <p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報等</p> <p>① 気象等に関する特別警報</p> <table border="1" data-bbox="1362 1100 2463 1667"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	<p>文言の整理</p> <p>文言の変更</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
種類	概要																					
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																					
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しくときに発表される。																					
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																					
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																					
種類	概要																					
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																					
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																					
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																					
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																					

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>第3章 災害予防計画</p> <p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>第3 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。</p> <p>2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>4 道及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P66</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>第3 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。</p> <p>2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>4 道及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>5 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくように努めるものとする。</u></p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>6節 避難体制整備計画</p> <p>第3 避難所の確保等</p> <p>2 要配慮者への配慮</p> <p>町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記1に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>また、社会福祉施設等を活用し、一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</p> <p>第4 避難計画の策定等</p> <p>町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。</p> <p>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>① 給水、給食措置</p> <p>② 毛布、寝具等の支給</p> <p>③ 衣料、日用必需品の支給</p> <p>④ 暖房及び発電機用燃料の確保</p> <p>⑤ 負傷者に対する応急救護</p> <p>(6)～(7) 略</p>	<p>本文P73</p> <p>6節 避難体制整備計画</p> <p>第3 避難所の確保等</p> <p>2 要配慮者への配慮</p> <p>町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記1に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>また、社会福祉施設等を活用し、一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u></p> <p>本文P75</p> <p>第4 避難計画の策定等</p> <p>町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。</p> <p>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>① 給水、給食措置</p> <p>② 毛布、寝具等の支給</p> <p>③ 衣料、日用必需品の支給</p> <p>④ 暖房及び発電機用燃料の確保</p> <p>⑤ 負傷者に対する応急救護</p> <p>(6)～(7) 略</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第1 安全対策</p> <p>町は、防災担当課や福祉担当課をはじめとする関係部局の連携のもと、次のとおり、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、<u>庁舎</u>の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接しているニセコ町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。</p> <p>なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。</p> <p>1～5 略</p> <p>6 個別避難計画の作成</p> <p>町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</u></p> <p>7 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p>	<p>本文P76</p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第1 安全対策</p> <p>町は、防災担当や福祉担当をはじめとする関係部署の連携のもと、次のとおり、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、<u>庁舎等</u>の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、</u>名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接しているニセコ町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。</p> <p>なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。</p> <p>本文P78</p> <p>1～5 略</p> <p>6 個別避難計画の作成</p> <p>町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者のじょうきょうの変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においも、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>7 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><u>また、個別避難計画の実効性を保持する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>第2 社会福祉施設等の対策</p> <p>1 防災設備等の整備</p> <p>2 組織体制の整備</p> <p>施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。</p> <p>特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。</p> <p>また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。</p> <p>第11節 水害予防計画</p> <p>第3 水防計画</p> <p>1～7 略</p> <p>8 水防活動</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 避難のための立退き</p> <p>災害による避難のための立ち退きの指示等は、第4章 第5節「避難対策計画」の定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条の規定により、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、水防管理者（町長）が指示をする場合においては、倶知安警察署長にその旨を通知する。</p> <p>② 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告する。</p> <p>③ 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。</p> <p>(5) 略</p>	<p>本文P79</p> <p>第2 社会福祉施設等の対策</p> <p>1 防災設備等の整備</p> <p>2 組織体制の整備</p> <p>施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・参集計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。</p> <p>特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。</p> <p>また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。</p> <p>本文P91</p> <p>第11節 水害予防計画</p> <p>第3 水防計画</p> <p>1～7 略</p> <p>8 水防活動</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 避難のための立退き</p> <p>災害による避難のための立退きの指示等は、第4章 第5節「避難対策計画」の定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条の規定により、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、水防管理者（町長）が指示をする場合においては、倶知安警察署長にその旨を通知する。</p> <p>② 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告する。</p> <p>③ 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。</p> <p>(5) 略</p>	<p>文言の変更</p> <p>文言整理</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>第 15 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 3 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。</p> <p>避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成にあたっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。</p> <p>また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする</p> <p>第 17 節 複合災害に関する計画</p> <p>複合災害時に備えた対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第 1 予防対策</p> <p>町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの職員を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。</p> <p>また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及啓発に努める。</p> <p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 5 節 避難対策計画</p> <p>第 1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>1 町長（基本法第 60 条）</p> <p>2 水防管理者（水防法第 29 条）</p> <p>水防管理者（町長）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>また、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、倶知安警察署長にその旨を通知する。</p>	<p>本文 P 1 0 4</p> <p>第 15 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 3 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。</p> <p>避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成にあたっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。</p> <p>また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</p> <p>本文 P 1 0 8</p> <p>第 17 節 複合災害に関する計画</p> <p>複合災害時に備えた対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第 1 予防対策</p> <p>町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの職員を派遣し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。</p> <p>また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及啓発に努める。</p> <p>本文 P 1 2 1</p> <p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 5 節 避難対策計画</p> <p>第 1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>1 町長（基本法第 60 条）</p> <p>2 水防管理者（水防法第 29 条）</p> <p>水防管理者（町長）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。</p> <p>また、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、倶知安警察署長にその旨を通知する。</p> <p>本文 P 1 2 2</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言整理</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画			修正案			修正事由等
3 その他の機関			3 その他の機関			
実施責任者	設定の要件・内容	根拠法令	実施責任者	設定の要件・内容	根拠法令	
知事（後志総合振興局長）又はその命を受けた道の職員	<p>○洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫しているとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。また、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。なお、救助法が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。</p> <p>○知事は、災害の発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。</p>	基本法第 60 条・ 第 72 条、 水防法第 29 条、 地すべり等防止法 第 25 条	知事（後志総合振興局長）又はその命を受けた道の職員	<p>○洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫しているとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。なお、救助法が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。</p> <p>○知事は、災害の発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。</p>	基本法第 60 条・ 第 72 条、 水防法第 29 条、 地すべり等防止法 第 25 条	文言整理
警察官	<p>○町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。</p> <p>○災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。</p>	基本法第 61 条、 警察官職務執行法 第 4 条	警察官	<p>○町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。</p> <p>○災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。</p>	基本法第 61 条、 警察官職務執行法 第 4 条	文言整理
自衛隊	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時に町長等、警察官がその場にいなくときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条） ・他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項） ・警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項） ・他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項） ・住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項） ・自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第 76 条の 3 第 3 項） 	自衛隊法第 94 条等	自衛隊	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時に町長等、警察官がその場にいなくときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条） ・他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項） ・警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項） ・他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項） ・住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項） ・自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第 76 条の 3 第 3 項） 	自衛隊法第 94 条等	文言整理

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>第6 指定避難所の開設、運営管理等</p> <p>1 略</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>(1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。</p> <p>また、避難が長期にわたる場合の避難所の運営は、避難住民の自主運営を基本とし、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>本文P127</p> <p>3 被災者の受入れ及び生活環境の整備</p> <p>町は、次の事項に留意の上、被災者の生活環境の向上に努める。</p> <p>(1) 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>第11節 医療救護計画</p> <p>第1 実施責任</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における</p>	<p>本文P125</p> <p>第6 指定避難所の開設、運営管理等</p> <p>1 略</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>(1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。</p> <p>また、避難が長期にわたる場合の避難所の運営は、避難住民の自主運営を基本とし、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p>本文P127</p> <p>3 被災者の受入れ及び生活環境の整備</p> <p>町は、次の事項に留意の上、被災者の生活環境の向上に努める。</p> <p>(1) 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>本文P144</p> <p>第11節 医療救護計画</p> <p>第1 実施責任</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>第14節 交通応急対策計画</p> <p>第3 緊急輸送のための交通規制（災害対策基本法第76条ほか）</p> <p>1 通知</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 事前届出制度の普及等</p> <p>町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p>第20節 電力施設災害応急計画</p> <p>災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、必要な対策を講ずる。</p> <p>2 ニセコ町</p> <p>北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努める。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>第24節 住宅対策計画</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 北海道</p> <p>2 ニセコ町</p> <p>災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。</p>	<p>め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>本文P155</p> <p>第14節 交通応急対策計画</p> <p>第3 緊急輸送のための交通規制（災害対策基本法第76条ほか）</p> <p>1 通知</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 発災前確認手続の普及等</p> <p>町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前手続を積極的に行うなど、その普及を図る。</p> <p>本文P167</p> <p>第20節 電力施設災害応急計画</p> <p>災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社</p> <p>電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、必要な対策を講ずる。</p> <p>2 ニセコ町</p> <p>北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社が実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努める。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社</p> <p>本文P172</p> <p>第24節 住宅対策計画</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 北海道</p> <p>2 ニセコ町</p> <p>災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者をもって応急修理を実施する。</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画に整合</p> <p>文言の整理</p>

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等																																										
<p>第31節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>第1 実施責任</p> <p>第2 ボランティア団体等の受入れ</p> <p>災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。</p> <p>町は、上記のボランティア活動の意義を踏まえ、道、社会福祉協議会及び関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。</p> <p>また、ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>第33節 災害救助法の適用・実施計画</p> <p>第4 救助法による救助の種類と実施</p> <p>1 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <p>(1) 災害が発生した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>町・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※ 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能</td> <td>対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※ 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)	炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町	飲料水の供給	7日以内	町	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町	医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P186</p> <p>第31節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>第1 実施責任</p> <p>第2 ボランティア団体等の受入れ</p> <p>災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。</p> <p>町は、上記のボランティア活動の意義を踏まえ、道、社会福祉協議会及び関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。</p> <p>また、ボランティアの受入れにあたっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P190</p> <p>第33節 災害救助法の適用・実施計画</p> <p>第4 救助法による救助の種類と実施</p> <p>1 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。</p> <p>なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置 (供与)</td> <td>・災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者 ・災害発生する場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</td> <td>町・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、もしくは被害により現に炊事をできない者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被覆、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>災害により医療の途を失った者</td> <td>救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	避難所の設置 (供与)	・災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者 ・災害発生する場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)	炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、もしくは被害により現に炊事をできない者	町	飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被覆、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町	医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画修正に伴う修正</p>
救助の種類	実施期間	実施者区分																																										
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部																																										
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※ 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)																																										
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町																																										
飲料水の供給	7日以内	町																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町																																										
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)																																										
救助の種類	主な対象者	実施者区分																																										
避難所の設置 (供与)	・災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者 ・災害発生する場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部																																										
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)																																										
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、もしくは被害により現に炊事をできない者	町																																										
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被覆、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町																																										
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)																																										

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画			修正案			修正事由等						
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)	助産	災害発生の日以前又は以後の7日以降に分べんした者であつて、災害のための助産の途を失つた者	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)	北海道地域防災計画の修正に伴う修正						
被災者の救出	3日以内	町	被災者の救出	災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町							
住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）	町	被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある者 など	町							
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町	学用品の給与	災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障ある小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒（幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外）	町							
埋葬	10日以内	町	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町							
遺体の捜索	10日以内	町	遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡しているとすいてされる者を捜索する。	町							
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部	遺体の処理	災害の際死亡した者に、したいに関する処理（埋葬を除く）をする。	町・日赤道支部							
障害物の除去	10日以内	町	障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない物	町							
生業資金の貸与		現在運用されていない。										
<p>2 救助の実施状況の記録及び報告</p> <p>救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を道に報告する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>			救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町	<p>2 救助の程度、方法及び機関</p> <p>災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。</p> <p>なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p>			北海道地域防災計画の修正に伴う修正
救助の種類	実施期間	実施者区分										
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町										
<p>第35節 雪害応急対策計画</p> <p>第2 雪害応急対策</p> <p>1 雪害対策の体制</p> <p>(1) 組織</p> <p>(2) 通信連絡体制</p> <p>雪害による電話線の切断を考慮し、本章 第3節「災害通信計画」により、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を動員して適切な通信体制を確保する。</p> <p>(3) 広報活動</p> <p>(4) 被害状況の調査活動</p>			<p>本文P194</p> <p>第35節 雪害応急対策計画</p> <p>第2 雪害応急対策</p> <p>1 雪害対策の体制</p> <p>(1) 組織</p> <p>(2) 通信連絡体制</p> <p>雪害による電話線の切断を考慮し、本章 第3節「災害通信計画」により、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等をもって適切な通信体制を確保する。</p> <p>(3) 広報活動</p> <p>(4) 被害状況の調査活動</p>			文言の修正						

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等												
<p>第8章 事故災害対策計画 第4節 林野火災対策計画</p> <p>第1 災害予防 第2 応急対策 1～3 略 4 消防活動 (1)～(2) 略 (3) 森林愛護組合長等は、所属の組合員を動員して消火活動に協力する。 (4)～(5) 略</p> <p>第5節 山菜採り等の遭難事故対策計画</p> <p>第2 応急対策 遭難事故等への捜索活動については、「ニセコ町遭難時における対応組織設置基準」により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">その他災害時等の配備基準と配備内容、人員</p> <table border="1" data-bbox="261 1056 1273 1398"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捜索対策組織体制</td> <td>【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が捜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「ニセコ町遭難事故等発生時における対応組織」を直ちに設置する。</td> <td>《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り全課全職員に動員をかけ、 ①遭難情報等の収集 ②職員動員 ③捜索活動実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 大規模停電災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策 1～5 略 6 交通対策 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</p>	区分	配備基準	配備内容	捜索対策組織体制	【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が捜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「ニセコ町遭難事故等発生時における対応組織」を直ちに設置する。	《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り 全課全職員に動員を かけ、 ①遭難情報等の収集 ②職員 動員 ③捜索活動実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。	<p style="text-align: center;">本文P241</p> <p>第8章 事故災害対策計画 第4節 林野火災対策計画</p> <p>第1 災害予防 第2 応急対策 1～3 略 4 消防活動 (1)～(2) 略 (3) 森林愛護組合長等は、所属の組合員を派遣して消火活動に協力する。 (4)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">本文P244</p> <p>第5節 山菜採り等の遭難事故対策計画</p> <p>第2 応急対策 遭難事故等への捜索活動については、「遭難事故等対応組織」により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">その他災害時等の配備基準と配備内容、人員</p> <table border="1" data-bbox="1448 1056 2460 1398"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捜索対策組織体制</td> <td>【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が捜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「遭難事故等対応組織」を直ちに設置する。</td> <td>《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り職員を参集し、 ①遭難情報等の収集 ②職員参集 ③捜索活動の実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">本文P247</p> <p>第6節 大規模停電災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策 1～5 略 6 交通対策 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</p>	区分	配備基準	配備内容	捜索対策組織体制	【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が捜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「 遭難事故等対応組織 」を直ちに設置する。	《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り 職員を 参集し、 ①遭難情報等の収集 ②職員 参集 ③捜索活動 の実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。	<p>文言の修正</p> <p>名称の変更</p> <p>文言の整理</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>
区分	配備基準	配備内容												
捜索対策組織体制	【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が捜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「ニセコ町遭難事故等発生時における対応組織」を直ちに設置する。	《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り 全課全職員に動員を かけ、 ①遭難情報等の収集 ②職員 動員 ③捜索活動実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。												
区分	配備基準	配備内容												
捜索対策組織体制	【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が捜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「 遭難事故等対応組織 」を直ちに設置する。	《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り 職員を 参集し、 ①遭難情報等の収集 ②職員 参集 ③捜索活動 の実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。												

ニセコ町地域防災計画（修正案）新旧対照表

現行計画	修正案	修正事由等
<p>第9章 災害復旧・復興、被災者援護計画</p> <p>災害時は、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</p> <p>このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。</p> <p>あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。</p> <p>なお、著しく異常かつ激甚な非常災害時に、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。</p> <p>第3節 被災者援護計画</p> <p>第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 町長は、町域に係る災害時において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P249</p> <p>第9章 災害復旧・復興、被災者援護計画</p> <p>災害時は、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</p> <p>このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。</p> <p>あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。</p> <p>また、被災者自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。なお、著しく異常かつ激甚な非常災害時に、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文P253</p> <p>第3節 被災者援護計画</p> <p>第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 町長は、町域に係る災害時において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>	<p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画の修正に伴う修正</p>

